

Weekly Report

第 767 号

令和6年10月15日

来月施行のフリーランス法による義務等

フリーランスに業務委託する発注事業者が守るべき義務や禁止行為を定めた「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が本年11月から施行されます。

◆フリーランスに業務委託する事業者の義務は

本法律は、「従業員を使用しないフリーランス」と「従業員を使用する発注事業者」の業務委託に適用され、発注事業者には次の義務を定めています。

◎取引条件の明示……業務委託をした場合は、直ちに業務内容や報酬額などの取引条件を書面等により明示すること（従業員を使用しない事業者も義務）。

◎期日における報酬支払……発注した物品等を受け取った日から60日以内のできるだけ早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に支払うこと。

◎募集情報の的確表示……広告などにフリーランスの募集情報を掲載する際は、虚偽や誤解を与える表示はしてはならず、正確かつ最新の内容に保つこと。

◎ハラスメント対策に係る体制整備……ハラスメントに関する相談対応の体制整備などを講じること。

◆一定期間以上の業務委託である場合は

上記に加えて、一定期間以上の業務委託である場合には次の項目を守る必要があります。

◎禁止行為（1ヵ月以上の業務委託）……受領拒否や報酬の減額、買いたたきなどの行為をしないこと。

◎育児介護等との両立に対する配慮（6ヵ月以上の業務委託）……育児や介護等と業務を両立できるように申出に応じて必要な配慮をすること。

◎中途解除等の事前予告・理由開示（6ヵ月以上の業務委託）……業務委託を中途解除する場合や更新しない場合は、原則30日前までに予告を行い、理由の開示の請求があった場合は開示すること。

年末調整で行う定額減税に関する事務

本年は定額減税が実施されたことに伴い、給与所得者の年末調整を行う際には、年末調整時点での定額減税額に基づき年間の所得税額との精算を行う事務（年調減税事務）が必要となります。

年末調整の対象者が原則として年調減税事務の対象となり、年末調整時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数を確認して年調減税額を計算します（給与以外の所得を含めて合計所得金額が1805万円超の方は年調減税額を控除しないで年末調整を行う）。そのため、本年6月以後の給与等について月次減税を行った際に確認した扶養親族等の人数に異動があり差額が生じる場合は、年末調整で精算が行われることになります。

休眠会社等の整理作業（みなし解散）の実施

会社法の規定により、株式会社の取締役の任期は最長10年（原則2年）のため、役員に再任された場合でも10年に一度は変更登記を行う必要があります（一般社団法人等の理事の場合は2年）。

法務局では、最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般社団法人等の整理作業を行っており、該当する会社等には通知をした上で、本年12月10日までに必要な登記申請又は事業を廃止していない旨の届出がない場合は、解散したものとみなされ、解散の登記が行われます。